

独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則

平成18年3月30日

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第3－4号

平成19年4月1日	一部改正	平成20年1月1日	一部改正
平成20年4月1日	一部改正	平成21年3月30日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正	平成24年4月1日	一部改正
平成26年2月27日	一部改正	平成29年4月1日	一部改正
平成29年10月1日	一部改正	令和3年4月1日	一部改正
令和5年4月1日	一部改正		

第1章	総則	(第1条－第2条)
第2章	一般競争契約	(第3条－第24条)
第3章	指名競争契約	(第25条－第29条)
第4章	随意契約	(第30条－第33条)
第5章	契約の締結	(第34条－第37条)
第6章	監督及び検査	(第38条－第45条)
第7章	代価の収納及び支払	(第46条－第47条)
第8章	雑則	(第48条－第50条)
附 則		

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、独立行政法人国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）における契約業務に関する事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、機構が締結する売買、貸借、請負その他の契約に適用する。ただし、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）、契約金額又はその算出根拠につき、機構における他の規則で定めがあるもの及びその他あらかじめ理事長が特別な条件により締結する契約として認めた場合については、この規則を適用しない。

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第3条 契約責任者は、会計規程第19条に規定する一般競争に付そうとするときは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第4条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 二 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 三 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- 四 契約の履行にあたり故意又は重大な過失により、工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 五 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格)

第5条 一般競争に加わろうとする者の資格について、物品の製造、販売及び役務の提供等並びに物品の買受の競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ機構における一般競争参加者の資格を有する者とする。

2 契約責任者は、前項の一般競争参加者の資格（契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け）により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を、当該一般競争に加えることができる。

(一般競争入札の公告等)

第6条 契約責任者は、会計規程第20条に基づき、一般競争に付する場合は、入札の方法をもって行わなければならない。

2 契約責任者は、前項の規定に基づき、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合及び入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合においてさらに入札に付そうとするときは、その期間を5日まで短縮することができる。

3 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 一般競争入札に付する事項（調達件名）
- 二 一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所等
- 四 一般競争入札執行の場所及び日時
- 五 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- 六 その他必要な事項

4 契約責任者は、第17条に定める、入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を当該公告において明らかにしなければならない。

（入札説明会等）

第7条 契約責任者は、契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認められる場合、又はその他当該契約に関して説明する必要があると認められる場合は、入札説明会等を開催することができる。

（入札保証金）

第8条 契約責任者は、一般競争に付そうとするときには、その競争に加わろうとする者からその者の見積もる契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の保証金の納付は、次の各号に掲げるものの提供をもって代えることができる。

- 一 国債、地方債、政府保証債その他文部科学大臣の指定する有価証券
- 二 その他契約責任者が確実と認める債権

（入札保証金の免除）

第9条 契約責任者は、次の各号に掲げる場合において、前条の規定にかかわらず入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 一般競争に参加しようとする者が、保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき
- 二 第5条に規定する資格を有する者が、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき

（入札保証金の処理）

第10条 契約責任者は、落札者が決定した後に、入札保証金を納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、落札者の納付に係る入札保証金を、その者の申し出により契約保証金に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは機構に帰属させるものとし、契約責任者は、この旨を公告等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。

(予定価格の作成)

第11条 契約責任者は、一般競争に付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面（以下、「予定価格調書」という。）を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第12条 契約責任者は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について、予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う給付契約のうち、数量が確定できない場合においては、単価をもってその予定価格を定めることができる。

2 契約責任者は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、予定価格を適正に定めなければならない。

(入札の執行)

第13条 契約責任者は、一般競争入札を執行しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を一般競争参加者又はその代理人（以下「一般競争参加者等」という。）より提出させなければならない。

一 一般競争に付する事項

二 入札金額

三 一般競争参加者の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印

四 代理人が入札する場合は、一般競争参加者の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

2 契約責任者は、あらかじめ一般競争参加者等に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について一般競争参加者等が押印しておかなければならないことを周知しておかなければならない。

3 契約責任者は、代理人が入札するときは、あらかじめ一般競争参加者等から代理委任状を提出させなければならない。

- 4 契約責任者は、一般競争参加者等に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

（開札）

第14条 契約責任者は、公告に示した一般競争入札執行の場所及び日時に、入札者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

（入札の延期又は取りやめ）

第15条 契約責任者は、第4条第1項第1号等に該当する行為が行われた場合で、入札を公正に執行することができない状況にあると認めたときは、当該一般競争参加者等を入札に参加させず又は当該一般競争入札の続行を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

（入札場の自由入退場の禁止）

第16条 契約責任者は、一般競争参加者等、入札執行事務に関係ある職員及び第14条に規定する立会い職員以外の者を入札場に入場させてはならない。

2 契約責任者は、入札開始以後において、一般競争参加者等を入札場に入場させてはならない。

3 契約責任者は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、一度入場した一般競争参加者等の退場を許してはならない。

（無効の入札書）

第17条 契約責任者は、次の各号の一に該当する入札書を無効なものとして処理しなければならない。

一 公告及び入札説明書に示した一般競争に参加する資格のない者の提出した入札書

二 調達件名及び入札金額のない入札書

三 一般競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書

四 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書〔記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く〕

五 調達件名に重大な誤りのある入札書

六 入札金額が不明確な入札書

七 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書

八 公告及び入札説明書に示した一般競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出した入札書

九 その他入札に関する条件に違反した入札書

- 2 契約責任者は、前項に規定する無効の入札書について、公告又は入札説明書においてあらかじめ周知しておかなければならない。

(再度入札)

第18条 契約責任者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者の決定)

第19条 契約責任者は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

- 2 契約責任者は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

- 3 契約責任者は、前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

(最低価格の入札者を落札者とししないことができる契約)

第20条 会計規程第21条ただし書きに規定する支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、次の各号の一に該当する場合で、予定価格が2000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

一 相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

二 その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められるとき

(最低価格の入札者の調査)

第21条 契約責任者は、前条各号に該当する場合で、最低価格の入札者を落札者とししない場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか等について調査しなければならない。

- 2 契約責任者は、前項の調査の結果、履行されないおそれがあると認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載した書面を第22条に規定する契約審査委員会（以下「委員会」という。）に提出し、その審査要求をしなければならない。

- 3 契約責任者は、委員会の審査の結果、履行されないおそれがあると認められたときは、次順位者を落札者とする。

(契約審査委員会)

第22条 委員会は前条に規定する審査要求による審査のほか、その他契約に係る重要事項について審査を行う。

- 2 理事長は、次の各号に掲げる役職員を指定し、委員会を置くものとする。ただし、委員会を構成する役職員（以下「委員」という。）に、当該審査の要求を行なった契約責任者がいるときは、理事長は、総務部長、施設管理課長の中から、当該委員に代わり委員会を構成する者を指名する。

- 一 財務担当理事
- 二 財務部長
- 三 財務課長

- 3 委員長は、財務担当理事とし、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるとき、又は委員長自らが審査要求を行った契約責任者である場合は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その者から説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の庶務は、財務部財務課調達管理室において処理する。

(総合評価落札方式)

第23条 契約責任者は、会計規程第21条第2項の規定に基づき、入札価格に加え、性能、機能、技術等を総合的に評価し、機構にとって最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる。

(競り売り)

第24条 契約責任者は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、一般競争に準じ、競り売りに付することができる。

第3章 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第25条 会計規程第19条第1項ただし書きに規定する別に定める場合とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 契約の性質又は目的により競争に参加する者が少数で一般競争に付する必要があるとき

- 二 関係業者が通牒して一般競争の公正な執行を妨げるおそれがあるとき
 - 三 特殊な構造の物品等の製造若しくは特殊な品質の物件等の買い入れであって検査が著しく困難であるとき
 - 四 契約上の義務違反があった場合に機構の業務に著しく支障をきたすおそれがあるとき
 - 五 予定価格が次の金額を超えないとき
 - イ 工事又は製造については500万円
 - ロ 財産の買い入れについては300万円
 - ハ 物件の借り入れについては年額又は総額が160万円
 - ニ 財産の売り払いについては100万円
 - ホ 物件の貸付については年額又は総額が50万円
 - ヘ 工事又は製造、財産の売買及び物件の賃借以外の契約については200万円
- 2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第26条 指名競争に参加する者に必要な資格については、第5条を準用する。

(指名の基準)

- 第27条 契約責任者が前条に規定する指名競争参加資格を有する者のうちから指名競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号の定めるところによる。
- 一 契約の性質又は目的により、当該契約の履行にともない法令の規定に基づく許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること
 - 二 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施工又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること
 - 三 工事等の履行期限又は履行場所等により、当該工事等において原材料、労務等を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること
 - 四 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては、当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること

(指名競争入札参加者の指名手続)

- 第28条 契約責任者は、指名競争に付そうとするときは、第5条の資格を有する者のうちから、前条の基準により、競争に参加する者となるべく10人以上指名しなければならない。
- 2 契約責任者は、指名競争に付そうとするときは、第6条第3項第1号及び第3号から第6号までに掲げる事項をその指名する者に書面をもって通知しなければならない。

3 契約責任者は、第17条に規定する入札に関する条件に反した入札は無効とする旨を、前項の指名の通知において明らかにしなければならない。

(一般競争に関する規定の準用)

第29条 第3条、第4条及び第7条から第23条までの規定は、指名競争の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第30条 会計規程第19条第1項に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
 - 二 競争に付することが不利と認められるとき
 - 三 緊急の必要により競争に付することができないとき
 - 四 予定価格が次の金額を超えないとき
 - イ 工事又は製造については250万円
 - ロ 財産の買入れについては160万円
 - ハ 物件の借入れについては年額又は総額が80万円
 - ニ 財産の売り払いについては50万円
 - ホ 物件の貸付については年額又は総額が30万円
 - ヘ 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約については100万円
 - 五 競争に付しても入札者がいないとき又は再度の入札に付しても落札者がいないとき
 - 六 落札者が契約を結ばないとき
 - 七 外国で契約するとき
 - 八 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買入れ又は借入れるとき
 - 九 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき
 - 十 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買入れるとき
 - 十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき
 - 十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故のある者に売り払い又は貸し付けるとき
- 2 前項第1号に規定する契約の性質又は目的が競争を許さないときとは、次の各号の一に該当する場合とする。
- 一 特定の業者以外では納入又は実施することができないとき

- 二 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき
 - 三 競争に付するときは、必要とする物件を得ることができないとき
 - 四 その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき
- 3 第1項第2号に規定する競争に付することが不利と認められるときとは、次の各号の一に該当する場合とする。
- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき
 - 二 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施行させることが困難又は不利であるとき
 - 三 随意契約によれば、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき
 - 四 その他競争に付することが不利と認められるとき
- 4 契約責任者は、第1項第5号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 5 契約責任者は、第1項第6号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内であること及び履行期限を除くほか、競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(随意契約による場合の予定価格)

第31条 契約責任者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、予定価格調書の作成を省略することができる。

- 一 法令に基づいて取引価格（料金）が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格（料金）によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約
- 二 予定価格が100万円を超えない随意契約で、予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認めるもの

(分割契約)

第32条 契約責任者は、第30条第1項第5号及び第6号に規定する随意契約によろうとする場合は、分割して契約を結ばなければ契約の目的を果たしえず、かつ予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の範囲内で数人に分割して契約することができる。

(見積書の徴取)

第33条 契約責任者は、可能な限り2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約責任者は、慣習上見積書を徴する必要のないもの、その他特別の事由があると認めたときは、見積書の徴取を省略することができる。

(内部審査)

第33条の2 契約責任者は、第30条第1項第四号に掲げる金額を超える契約で、随意契約によることとした場合は、その理由等について契約事務に関係のない職員の審査を受けさせなければならない。

第5章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第34条 契約責任者は、会計規程第22条に基づき、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成しなければならない。

2 契約責任者は、前項に規定する契約書に、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 監督及び検査
- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 五 危険負担
- 六 契約不適合責任
- 七 契約に関する紛争の解決方法
- 八 その他必要な事項

(契約書の省略)

第35条 会計規程第22条ただし書きに規定する契約書の作成を省略できる場合は、次の各号に掲げる場合とする。ただし、競争に付する場合は、契約書の作成を省略することができない。

- 一 第5条に規定する資格を有する者による随意契約で、契約金額が150万円（外国で契約するときは200万円）超えないものをするとき
 - 二 物品等を売り払う場合において、買受人が代金を即納して当該物品等を引き取るとき
 - 三 競り売りに付するとき
 - 四 機構における他の規則等に基づく書類等により契約の事実が明らかになるとき、又は契約の相手方の書式に従い契約を締結するとき
 - 五 その他理事長が契約書を作成する必要があると認めるとき
- 2 前項の規定による場合は、請書又はこれに代わる契約の事実を明らかにする書類をもって、契約書に代えることができる。

(契約保証金)

第36条 契約責任者は、契約の相手方に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

2 契約保証金は、これを納付した者が契約上の義務を履行しないときは、機構に帰属させるものとし、契約責任者は、その旨を公告等をもってあらかじめ周知しておくとともに、契約書等により約定しなければならない。

3 契約責任者は、契約の相手方が契約を履行した後に、契約保証金を返還する。

4 契約保証金の納付に代えることができる担保は、第8条第2項の入札保証金に代わる担保に準ずるものとする。

(契約保証金の納付の免除)

第37条 契約責任者は、次の各号に掲げる場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行その他理事長が確実と認める金融機関等と工事履行保証契約を締結したとき

三 第5条に規定する資格を有する者による競争に付する場合又は随意契約による場合で、その必要がないと認められるとき

(契約にかかる期間)

第37条の2 契約責任者は、継続して行う財産の買入れその他契約について、経済性を総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案し複数年での契約を行うことができる。

第6章 監督及び検査

(監督の方法)

第38条 契約責任者は、会計規程第23条第1項に基づき、工事又は製造その他の請負契約を締結したときは、契約の適正な履行を確保するため、必要な監督をしなければならない。

2 前項に規定する監督の方法は、契約責任者が、自ら又は監督業務を担当する職員（以下「監督職員」という。）に命じて、立会、指示その他の適切な方法によって行う。

(監督の実施についての報告)

第39条 監督職員は、契約責任者と緊密に連絡をするとともに、契約責任者の要求に基づき又は随時に監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査の方法)

第40条 契約責任者は、会計規程第23条第2項に基づき、第38条の請負契約又は物件の買入その他の契約について、その受ける給付の完了の確認（部分払をする場合における既済部分又は既納部分の確認を含む。）をするため、必要な検査をしなければならない。

2 前項に規定する検査の方法は、契約責任者が、自ら又は検査業務を担当する職員（以下「検査職員」という。）に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行う。

（監督及び検査の一部省略）

第41条 会計規程第23条第3項の規定に基づき、監督職員は、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に、当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、監督の一部を省略することができる。

2 会計規程第23条第3項の規定に基づき、検査職員は、前項に規定する契約で、物件に係る単価が20万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

（検査調書の作成）

第42条 契約責任者又は検査職員は、検査を完了した場合は、給付の完了を確認する書面（以下「検査調書」という。）を作成しなければならない。

（検査調書の省略）

第43条 前条に規定する検査調書は、相手方から受領した給付を完了した旨の通知に必要事項を記入の上、検査職員が押印することによって、これに代えることができる。

2 契約責任者又は検査職員は、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって契約の種別毎に、当該契約金額が第30条第1項第四号に掲げる金額を超えない契約に係るものについては、検査調書を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときはこの限りではない。

（監督及び検査の委託）

第44条 会計規程第23条第4項に規定する特に必要があるときとは、特に専門的な知識又は技能を必要とする場合、その他の理由により機構の職員によって監督又は検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる場合とする。

2 前項において監督又は検査を委託した場合は、契約責任者は、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面（以下「確認書」という。）を作成しなければならない。

（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

第45条 検査職員及び前条の規定により検査を委託された者は、特別の必要がある場合を除き、監督職員及び前条の規定により監督を委託された者の職務を兼ねることができない。

第7章 代価の収納及び支払

（代価の収納）

第46条 物件を貸し付け、使用させ、譲渡し又は交換をする場合において、徴収すべき代価があるときは、原則として物件の使用開始前又は引渡し前にその代価を納入させる。

（代価の支払）

第47条 代価の支払は、原則として検収の翌月末払いとする。

第8章 雑則

（準用規定）

第48条 機構における契約の一般的約定事項に関しては、機構の会計規程その他関係規則等に定めるところに抵触しない限りにおいて、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）を準用する。

（実施規定）

第49条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第50条 この規則の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、本規則施行前に契約の準備行為が完了しており年度開始と同時に契約を締結するものについてはこの限りではない。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、本規則施行前に契約の準備行為が完了しており年度開始と同時に契約を締結するものについてはこの限りではない。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、本規則施行前に契約の準備行為が完了しており年度開始と同時に契約を締結するものについてはこの限りではない。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年2月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。